

平成二十四年政令第二十二号

復興庁組織令

内閣は、復興庁設置法（平成二十三年法律第二十号）第二十五条第三項及び附則第十五条の規定に基づき、この政令を制定する。

（統括官）

第一条 復興庁に、統括官一人を置く。

2 統括官は、命を受けて、復興庁設置法第四条第一項及び第二項に規定する事務のほか、次に掲げる事務を分掌する。

一 機密に関する事
二 復興庁の職員の任免、給与、懲戒、服務その他の人事並びに教養及び訓練に関すること。
三 内閣総理大臣の官印及び庁印の保管に関する事。

四 公文書類の接受、発送、編集及び保存に関する事。
五 法令案その他の公文書類の審査に関する事。

六 復興庁の保有する情報の公開に関する事。
七 復興庁の保有する個人情報情報の保護に関する事。

八 復興庁の所掌事務に関する総合調整に関する事。
九 復興庁の行政の考査に関する事。
十 国会との連絡に関する事。

十一 広報に関する事。
十二 復興庁の機構及び定員に関する事。
十三 復興庁の所掌に係る経費及び収入の予算、決算及び会計並びに会計の監査に関する事。

十四 復興庁所管の国有財産及び物品の管理に関する事。
十五 復興庁の職員の衛生、医療その他の福利厚生に関する事。
十六 復興庁の所掌事務に関する政策の評価に関する事。

十七 前各号に掲げるもののほか、復興庁の所掌事務に関する事。
（審議官）

第二条 復興庁に、審議官五人（うち三人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）を置く。

2 審議官は、命を受けて、統括官のつかさどる職務のうち重要事項に係るものを助ける。

3 審議官は、その充てられる者の占める関係のある他の職が非常勤の職であるときは、非常勤とする。

（公文書監理官及び参事官）
第三条 復興庁に、公文書監理官（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）及び参事官を置く。
2 公文書監理官は、命を受けて、復興庁の所掌事務のうち公文書類の管理並びにこれに関連する情報の公開及び個人情報保護の適正な実施の確保に関する重要事項に係るものに参画し、関係事務に関し必要な調整を行う。
3 参事官は、命を受けて、統括官のつかさどる職務を助ける。
4 公文書監理官の定数は一人と、参事官の定数は併任の者を除き九人とする。

（復興局の名称、位置及び管轄区域）
第四条 復興局の名称、位置及び管轄区域は、次の表のとおりとする。

名称	位置	管轄区域
岩手復興局	釜石市	岩手県
宮城復興局	石巻市	宮城県
福島復興局	福島市	福島県

附則抄

第一条 この政令は、復興庁設置法の施行の日（平成二十四年二月十日）から施行する。

（統括官に係る特例）
第二条 平成二十五年六月三十日までの間、第一条第一項の統括官のうち一人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。

（他の政令の適用の特例）
第七条 復興庁が廃止されるまでの間における次の表の第一欄に掲げる政令の規定の適用については、同欄に掲げる政令の同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。

予算決算及び第六十七第七十七第七十八の地 会計令（昭和十八年第一方支分部局の長、復 十二年勅令第九十七第九十八第九十九の長、復 百六十五の長）	第一方支分部局の長、復 十二年勅令第九十七第九十八第九十九の長、復 百六十五の長）	第一方支分部局の長、復 十二年勅令第九十七第九十八第九十九の長、復 百六十五の長）	第一方支分部局の長、復 十二年勅令第九十七第九十八第九十九の長、復 百六十五の長）
予算決算及び第六十七第七十七第七十八の地 会計令（昭和十八年第一方支分部局の長、復 十二年勅令第九十七第九十八第九十九の長、復 百六十五の長）	第一方支分部局の長、復 十二年勅令第九十七第九十八第九十九の長、復 百六十五の長）	第一方支分部局の長、復 十二年勅令第九十七第九十八第九十九の長、復 百六十五の長）	第一方支分部局の長、復 十二年勅令第九十七第九十八第九十九の長、復 百六十五の長）

内閣法制局設置法第二及デ、デジタル庁及び復
置法施行令第二
（昭和二十七
年政令第二百
九十号）

デジタル庁、復興
デジタル庁、復興
デジタル庁、復興

デジタル庁、復興
デジタル庁、復興
デジタル庁、復興

デジタル庁、復興
デジタル庁、復興
デジタル庁、復興

デジタル庁、復興
デジタル庁、復興
デジタル庁、復興

デジタル庁、復興
デジタル庁、復興
デジタル庁、復興

デジタル庁、復興
デジタル庁、復興
デジタル庁、復興

デジタル庁、復興
デジタル庁、復興
デジタル庁、復興

デジタル庁、復興
デジタル庁、復興
デジタル庁、復興

デジタル庁、復興
デジタル庁、復興
デジタル庁、復興

デジタル庁、復興
デジタル庁、復興
デジタル庁、復興

デジタル庁、復興
デジタル庁、復興
デジタル庁、復興

デジタル庁、復興
デジタル庁、復興
デジタル庁、復興

デジタル庁、復興
デジタル庁、復興
デジタル庁、復興

デジタル庁、復興
デジタル庁、復興
デジタル庁、復興

デジタル庁、復興
デジタル庁、復興
デジタル庁、復興

デジタル庁、復興
デジタル庁、復興
デジタル庁、復興

デジタル庁、復興
デジタル庁、復興
デジタル庁、復興

デジタル庁、復興
デジタル庁、復興
デジタル庁、復興

デジタル庁、復興
デジタル庁、復興
デジタル庁、復興

デジタル庁、復興
デジタル庁、復興
デジタル庁、復興

デジタル庁、復興
デジタル庁、復興
デジタル庁、復興

デジタル庁、復興
デジタル庁、復興
デジタル庁、復興

指定都市又は第二若しくは、デジタル庁設置法
中核市の指定条件第二若しくは、デジタル庁設置法
があつた場合二項タル（令和三年法律第三十
三）における必要
な事項を定め
る政令（昭和
三十八年政令
第十一号）

デジタル庁、復興
デジタル庁、復興
デジタル庁、復興

デジタル庁、復興
デジタル庁、復興
デジタル庁、復興

デジタル庁、復興
デジタル庁、復興
デジタル庁、復興

デジタル庁、復興
デジタル庁、復興
デジタル庁、復興

デジタル庁、復興
デジタル庁、復興
デジタル庁、復興

デジタル庁、復興
デジタル庁、復興
デジタル庁、復興

デジタル庁、復興
デジタル庁、復興
デジタル庁、復興

デジタル庁、復興
デジタル庁、復興
デジタル庁、復興

デジタル庁、復興
デジタル庁、復興
デジタル庁、復興

デジタル庁、復興
デジタル庁、復興
デジタル庁、復興

デジタル庁、復興
デジタル庁、復興
デジタル庁、復興

デジタル庁、復興
デジタル庁、復興
デジタル庁、復興

デジタル庁、復興
デジタル庁、復興
デジタル庁、復興

デジタル庁、復興
デジタル庁、復興
デジタル庁、復興

デジタル庁、復興
デジタル庁、復興
デジタル庁、復興

デジタル庁、復興
デジタル庁、復興
デジタル庁、復興

デジタル庁、復興
デジタル庁、復興
デジタル庁、復興

デジタル庁、復興
デジタル庁、復興
デジタル庁、復興

デジタル庁、復興
デジタル庁、復興
デジタル庁、復興

デジタル庁、復興
デジタル庁、復興
デジタル庁、復興

デジタル庁、復興
デジタル庁、復興
デジタル庁、復興

デジタル庁、復興
デジタル庁、復興
デジタル庁、復興

特定秘密の保第一デジタル庁、復興庁
護に関する法律
律施行令（平成
成二十六年政
令第三百三十
六号）

女性の職業生第一及びデ、デジタル庁及び復
活における活条第シタル興庁

躍の推進に關一
する法律施行の表
令（平成二十内閣
七年政令第三総理
百十八号）

障害を理由と第四第十三条第一項の職、
する差別の解条第条第一復興庁設置法（平成
消の推進に關二項の職 二十三年法律第百二
する法律施行 十五号）第十二条第二
令（平成二十 一項の職若しくは同
八年政令第三 法第十七条第一項の
十二号） 地方機関の長

2 復興庁が廃止されるまでの間における国際連
合平和維持活動等に対する協力に関する法律施
行令（平成四年政令第二百六十八号）別表の規
定の適用については、同表中「デジタル庁」と
あるのは、「デジタル庁／復興庁」とする。

3 復興庁が廃止されるまでの間における幹部職
員の任用等に関する政令（平成二十六年政令第
百九十一号）第二条第一項及び第十條第一項の
規定の適用については、同令第二条第一項第一
号中「及びデジタル庁」とあるのは、「デジタル
庁及び復興庁」と、同項中「十二 デジタル
庁」とあるのは「十二 デジタル庁／十二の
二 復興庁（復興局を除く。）／」と、同令第
十條第一項中「デジタル庁」とあるのは「デジ
タル庁、復興庁」とする。

（内閣府令の効力に関する経過措置）
第八条 この政令の施行前に東日本大震災復興特
別区域法施行令の規定により発せられた内閣府
設置法（平成十一年法律第八十九号）第七條第
三項の内閣府令は、この政令の施行後は、前条
第一項の規定により読み替えて適用する東日本
大震災復興特別区域法施行令の相当規定に基づ
いて発せられた相当の復興庁設置法第七條第三
項の復興庁令としての効力を有するものとする。

（東日本大震災復興対策本部令の廃止）
第九条 東日本大震災復興対策本部令（平成二十
三年政令第八十二号）は、廃止する。

（東日本大震災復興対策本部令の廃止に伴う経
過措置）
第十条 この政令の施行の日の前日において東日
本大震災復興構想会議の議長及び委員である者
の任期は、前条の規定による廃止前の東日本大
震災復興対策本部令第三條第一項の規定にかか
わらず、その日に満了する。

附則（平成二十四年二月二日政令第三
七号）抄

（施行期日）
1 この政令は、法の施行の日（平成二十四年二
月二十三日）から施行する。

附則（平成二十四年九月四日政令第二
三五号）抄

（施行期日）
第一条 この政令は、原子力規制委員会設置法の
施行の日（平成二十四年九月十九日）から施行
する。

附則（平成二十五年一月三十一日政令第二
三三号）抄

この政令は、平成二十五年二月一日から施行
する。

附則（平成二十五年二月六日政令第三
三三三号）抄

（施行期日）
1 この政令は、水防法及び河川法の一部を改正
する法律附則第一条ただし書に規定する規定の
施行の日（平成二十五年十二月十一日）から施
行する。

附則（平成二十六年五月二十九日政令第一
九五号）抄

（施行期日）
第一条 この政令は、法の施行の日（平成二十六
年五月三十日）から施行する。

（処分等の効力）
第四条 この政令の施行前にこの政令による改正
前のそれぞれの政令（次条において「旧政令」と
いう。）の規定によつてした処分、手続その他
の行為であつて、この政令による改正後のそ
れぞれの政令（以下この条及び次条において
「新政令」という。）の規定に相当の規定がある
ものは、別段の定めがあるものを除き、新政令
の相当の規定によつてしたものとみなす。

附則（平成二十七年一月三〇日政令第三
〇号）抄

（施行期日）
第一条 この政令は、地方自治法の一部を改正す
る法律（次条において「改正法」という。）の

施行の日（平成二十八年四月一日）から施行す
る。ただし、第一条中地方自治法施行令目次の
改正規定、同令第二編第八章第三節の節名を削
る改正規定及び同令第百七十四條の四十九の二
十の改正規定、第十四條、第十七條、第十八條
（指定都市、中核市又は特別市の指定があつた
場合における必要な事項を定める政令第四條第
一項の改正規定を除く。）、第二十一條から第二
十五條まで、第二十七條、第二十九條、第三十
二條、第三十三條、第三十六條及び第四十六條
の規定並びに第四十七條中総務省組織令第四十
七條の二第四号の改正規定並びに次条から附則
第十五條までの規定は、平成二十七年四月一日
から施行する。

附則（平成二十七年三月一八日政令第七
四号）抄

この政令は、平成二十七年四月一日から施行
する。

附則（平成二十七年三月二七日政令第九
五号）抄

（施行期日）
第一条 この政令は、平成二十七年四月一日から
施行する。

附則（平成二十七年九月四日政令第三一
八号）抄

（施行期日）
第一条 この政令は、公布の日から施行する。た
だし、第一条の規定及び附則第四条の規定は、
平成二十八年四月一日から施行する。

附則（平成二十七年十一月二六日政令第
三九二号）抄

（施行期日）
第一条 この政令は、行政不服審査法の施行の日
（平成二十八年四月一日）から施行する。

附則（平成二十八年一月二九日政令第三
二号）抄

（施行期日）
第一条 この政令は、平成二十八年四月一日から
施行する。

附則（平成二十八年三月二五日政令第八
四号）抄

（施行期日）
第一条 この政令は、我が国及び国際社会の平和
及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一
部を改正する法律の施行の日（平成二十八年三
月二十九日）から施行する。

附則（平成二十八年一〇月五日政令第三
二四号）抄

（施行期日）
1 この政令は、改正法の施行の日から施行す
る。

附則（平成二十九年二月一五日政令第一
九号）抄

（施行期日）
第一条 この政令は、整備法の施行の日（平成二
十九年五月三十日）から施行する。

附則（平成三十一年三月二五日政令第五
三号）抄

（施行期日）
1 この政令は、平成三十一年四月一日から施行
する。

附則（平成三十一年三月三〇日政令第一
二六号）抄

この政令は、平成三十一年四月一日から施行
する。

附則（令和元年一〇月二四日政令第一
三六号）抄

（施行期日）
1 この政令は、特定複合観光施設区域整備法附
則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（令和
二年一月七日）から施行する。

附則（令和元年二月一〇日政令第一
七七号）抄

この政令は、令和元年十二月十一日から施行
する。ただし、第三条の規定は、公布の日から
施行する。

附則（令和二年一〇月二日政令第三〇
〇号）抄

（施行期日）
1 この政令は、令和三年四月一日から施行す
る。ただし、第一条中復興庁組織令附則第七條
第三項の改正規定は、公布の日から施行する。

附則（令和三年三月三一日政令第七九
号）抄

この政令は、令和三年四月一日から施行す
る。

附則（令和三年三月三一日政令第一〇
九号）抄

（施行期日）
第一条 この政令は、令和三年四月一日から施行
する。

附則（令和三年七月二日政令第一九五
号）抄

（施行期日）

1 この政令は、令和三年九月一日から施行する。

附 則 (令和三年一〇月二九日政令第二九二号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律(次条第一項及び附則第四条において「整備法」という。)第五十条の規定の施行の日(令和四年四月一日。附則第四条において「整備法第五十条施行日」という。)から施行する。

附 則 (令和四年四月二〇日政令第一七七号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律(次条において「整備法」という。)第五十一条の規定の施行の日(令和五年四月一日)から施行する。

附 則 (令和五年三月三〇日政令第一二六号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、令和五年四月一日から施行する。